



土岐市結婚 新生活応援補助金



市では、これから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、結婚に伴う新生活を応援するために費用(住宅購入費用、住宅賃借費用、住宅リフォーム費用、引越費用)の一部を補助します。

対象世帯(以下の全てを満たす世帯)

- ① 令和8年1月1日～令和9年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦
- ② 夫婦の所得の合計額が500万円未満
※貸与型奨学金を返還している場合は、奨学金の年間返還額を所得から控除します。
- ③ 婚姻日における年齢が夫婦ともに39歳以下
- ④ 夫婦ともに市内の対象住宅に居住している
- ⑤ 申請日から3年以上土岐市に居住する意思がある
- ⑥ 夫婦ともに市税を滞納していないこと
- ⑦ 夫婦ともに次のいずれかの講座等を受講していること（令和8年度から追加）
 - a.共家事・子育て講座 b.プレコンセプションケアに関する講座
 - c.医療機関への妊娠・出産に関する相談 d.ライフデザイン支援講座

補助額

夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の世帯 60万円以内
上記以外の世帯 30万円以内

※申請は1回限りとしませんが、上限額に達しなかった場合、翌年度1回に限り継続申請が可能な場合があります。

※予算に限りがあります。申請を希望される方は事前にご相談ください。

補助対象費用

費用区分		内容	支払期間・備考
住宅費	住宅購入費	住宅を取得する費用 ※土地代は含みません	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年4月1日～令和9年3月31日までに支払われた費用 ・補助金申請時に支払済の費用 ・他の公的制度による補助を受けていない費用
	賃料等	賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料 ※勤務先からの住宅手当分は差し引く	
	リフォーム費用	住宅をリフォームする費用	
	引越費用	引越業者又は運送業者へ支払った実費	

手続き

- ①裏面のチェック表で、補助の対象となるかを確認
- ②市へ申請書を提出
※申請書は下記担当課にて配布、又は土岐市ホームページからダウンロードできます。
- ③市が補助金交付を決定
- ④市へ請求書を提出
- ⑤市が補助金を指定口座へ振り込み

問い合わせ先

〒509-5192
土岐市土岐津町土岐口2101
土岐市役所市民活動課
0572-54-1111(内線357)
(R8.4月作成)



チェック表

※全ての項目が○の場合は補助対象となる可能性があります

項目		確認	
対象世帯	婚姻届の提出・受理日は、 令和8年1月1日～令和9年3月31日 の間です。		
	夫婦の所得の合計は 500万未満 です。 ※申請時の最新の所得証明書をご提出ください。 ※奨学金の年間返還額を所得から控除します。 ※所得証明書は税務課で取得できます。		
	婚姻日において夫婦ともに 39歳以下 です。		
	対象住宅が市内にあり、夫婦ともに対象住宅に居住しています。		
	夫婦ともに申請日以後 3年以上 、土岐市に居住する意思があります。		
	夫婦の双方が、当補助制度（他の自治体の同種の補助制度を含む。）を以前に利用したことがありません。		
	夫婦の双方が土岐市の市税を滞納していません。		
対象費用（申請する費用のみ）	住居費	契約の名義人は、夫婦の一方又は双方です。 ※勤務先が契約する物件に入居している場合は、チェック不要です。	
		費用の支払は、夫婦の一方又は双方です。	
		申請分の支払日は、 令和8年4月1日～令和9年3月31日 の間であり、支払いを完了しています。夫婦の一方が借りていた物件で同居する場合は、同居開始月以降。	
	公的扶助（住宅賃借費用）を受けていません。		
	引越	公的扶助（引越費用）を受けていません。	

所得の確認方法

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

受給者番号	氏名		性別		年齢	
	姓	名	男	女	歳	月
受給者番号	受給者番号	受給者番号	受給者番号	受給者番号	受給者番号	受給者番号
給与所得控除後の金額	給与所得控除後の金額	給与所得控除後の金額	給与所得控除後の金額	給与所得控除後の金額	給与所得控除後の金額	給与所得控除後の金額
源泉徴収税額	源泉徴収税額	源泉徴収税額	源泉徴収税額	源泉徴収税額	源泉徴収税額	源泉徴収税額
社会保険料等の金額	社会保険料等の金額	社会保険料等の金額	社会保険料等の金額	社会保険料等の金額	社会保険料等の金額	社会保険料等の金額
生命保険料の控除額	生命保険料の控除額	生命保険料の控除額	生命保険料の控除額	生命保険料の控除額	生命保険料の控除額	生命保険料の控除額
地震保険料の控除額	地震保険料の控除額	地震保険料の控除額	地震保険料の控除額	地震保険料の控除額	地震保険料の控除額	地震保険料の控除額
住宅借入金等特別控除の額	住宅借入金等特別控除の額	住宅借入金等特別控除の額	住宅借入金等特別控除の額	住宅借入金等特別控除の額	住宅借入金等特別控除の額	住宅借入金等特別控除の額
合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計

(概要)

※給与所得者の所得金額は源泉徴収票「給与所得控除後の金額」欄で確認できます。ただし、2か所以上から給与をもらっている場合等、給与所得者であってもこの方法では確認できないことがあります。